

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

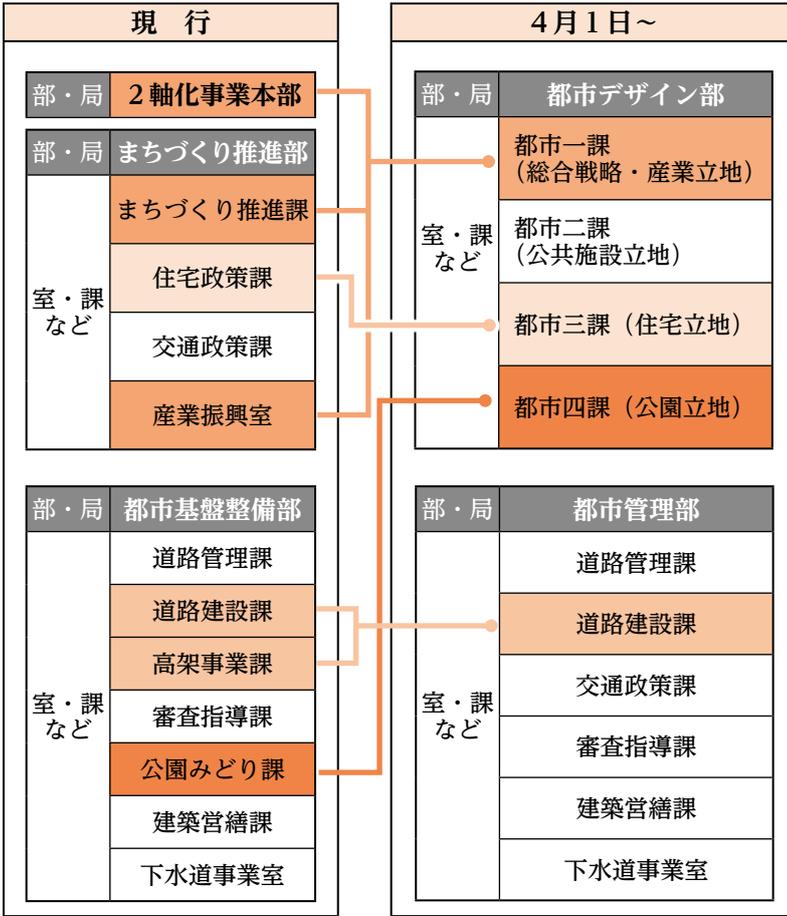
人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば



新しい時代のまちづくりに向け、
機構改革
(組織のリニューアル)を実施

市政



インフォメーション

4月1日付けで次のとおり機構改革を実施します。
 ▲主な変更点▼
 ○2軸化事業本部・まちづくり推進部・都市基盤整備部を再編し、「都市デザイン部」「都市管理部」を設置(左の図のとおり)
 ○市民サービス部に「サービス指導課」を設置
 ○教育委員会に「学校給食センター」を設置
 ○資産活用課を「資産管理課」に再編
 問 総務課 (☎825・2195)

手続き

低所得者支援給付金・子育て世帯への加算

物価高により厳しい状況にある人を支援するため、①低所得者支援給付金(1世帯当たり3万円) ②子育て世帯への加算(子ども1人当たり2万円)を実施しています。
対 令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、①：令和6年度住民税均等割が非課税の世帯②：①の世帯で扶養されている、平成18年4月2日以降に生まれた子ども(原則、基準日時点で支給対象世帯と同一世帯の子ども)
 ※(1)令和6年12月14日～7年5月31日に生まれた子どもも対象です。詳しくは市ホームページを見てください
い (2)対象者には「支給のお知らせ」又は「確認書」を発送しました。書類が届かない人で、支給の対象となる人は問い合わせください(3)申請書は市役所、市立保健福祉センター、各シティ・ステーションなどで配布しています。
HP 24261
申 問 確認書又は申請書を直接窓口(平日のみ)又は郵送で5月31日(土) 〓消印有効〓までに定額減税補足給付金実施本部(低所得者支援給付金担当〒572-0831豊野町15番10号市役所別館1階☎800・4860)

戦没者などの遺族の皆さんへ
特別弔慰金の支給

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日時点で恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける人がいないときに、次の順番による優先順位の遺族一人に支給されます。
 ①：令和7年4月1日(火)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 ②：戦没者などの子
 ③：戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
 ※戦没者などの死亡当時、生計関係があったなどの要件により、順番が入れ替わります。
 ④：①～③以外の戦没者などの3親等以内の親族(おい・めいなど)で戦没者などの死亡時まで1年以上の生計関係があった人
 ▼支給内容 額面27・5万円、5年償還の記名国債
他 請求期間を過ぎた場合、特別弔慰金は受けられません **HP** 1085
問 福祉総務課 (☎838・0171)

くらしの情報

バス利用促進事業について

バス利用券(紙券)は、京阪バスとの協議により使用できなくなつた



ため、令和7年度から交通系ICカードを利用した事業への変更を検討しています。

今後、バス利用券の郵送や窓口での交付は行いませんので、注意してください。発行済みのバス利用券は、4月1日(火)以降、利用できません。※新たな事業について詳しくは「広報ねやがわ」5月号でお知らせします。

交通政策課 (☎813・1207)

食用油の回収
時 4月25日(金) 午後1時～3時
所 市消費生活センター **他** 業務用の油は回収しません。容器は持ち帰ってください。指定の日時以外の回収はありません **HP** 5435
問 市消費者協会・前田 (☎822・1997)

**対策はお早めに！
春のハチの巣予防**

スズメバチやアシナガバチは、4月頃から女王バチ1匹で新しい巣を作り始め、7月～11月頃が最もハチの数が多く(300匹～1000匹)凶暴な時期となります。巣が大きくなる前に早めの対策が大切です。

雨風がしのげる場所(軒下・ベランダ・天井裏・庭の草木など)に好んで巣を作るため、日頃から家周辺をチェックし、樹木のせん定や屋外の整理整頓を行いましう。あらかじめ殺虫剤や木酢液をまいておくことで巣作りを予防できます。
HP 21228・22849

問 保健衛生課 (☎829・7721)

市の納骨壇使用者の定期募集

時 10月を予定(納骨壇のみ) **他** ①定期募集区画が減少しているため、令和8年度以降、募集区画数が少なくなる可能性があります②墓地使用者の令和7年度の募集はありません③詳しくは決まり次第、「広報ねやがわ」10月号(予定)及び市ホームページでお知らせします **HP** 22918
問 市民サービス部市民生活担当 (☎825・2204)

募集情報

**市立保育所などで勤務する
会計年度任用職員を募集**

▽職種 ①保育士(子育て支援員も可)②延長保育士(子育て支援員を含む)③給食調理員④保育補助
▽勤務日時 月～土曜日の①④午前8時45分～午後5時(週37時間30分)②午前7時15分～午後7時15分
▽ローテーションにより5時間程度③午前8時45分～午後5時(土曜日は午前9時～正午、月11日程度の勤務)
※①②④は週2日からの勤務可、勤務時間などは相談に応じます。
▽時給 ①144.6円(子育て支援員は114.5円)②資格あり(保育士)：147.2円・資格なし：140.4円③120.0円④114.4円



申請 社会教育推進課 (☎813・0076)

NPO支援寄付金を募集

ふるさと納税を活用して、市内のNPO法人などを応援することができます。寄付者は税制上の優遇措置を受けることができます。

※①ふるさと寄付金記念品贈呈の対象外です②詳しくは市ホームページを見てください。
問 市民活動振興室 (☎825・2120)

**留守家庭児童会の指導員
(会計年度任用職員)を募集**

▽時給 資格なし：125.5円、資格あり(保育士・教員免許など)：134.2円
時 月～金曜日の午後1時30分～6時30分(長期休業など変則勤務あり)
所 市立23小学校 **内** 留守家庭児童会における子どもの生活習慣の指導
他 面接後に採用者を決定します
HP 5401
申請 直接窓口又は電話で社会教育推進課 (☎813・0075)

**子ども読書活動推進計画策定
委員会委員を募集**

子ども読書活動の推進計画を策定

**委員会など
傍聴できます**

農業委員会総会

時 4月16日(水) 午後1時30分(受付は午後1時15分から) **所** 市役所議会棟5階第二委員会室
問 農業委員会事務局 (☎825・2746)

地域公共交通協議会

時 4月24日(木) 午後2時 **所** 市役所議会棟5階第二委員会室
定 10人

**子どもの権利に関する条例案
策定審議会**

時 4月25日(金) 午後1時30分
所 市立保健福祉センター15階会議室1・2 **定** 10人 **HP** 24669
問 こどもを守る課 (☎838・0134)

男女共同参画審議会

時 6月11日(水) 午前10時 **所** 市役所議会棟5階第二委員会室
定 5人 **HP** 1458
問 人権・男女共同参画課 (☎825・2168)



地域公共交通計画(素案)

市の実情に応じた交通手段のあり方について、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すため「地域公共交通計画」を策定するにあたり、2月3日～3月4

3日(4)は保育士又は子育て支援員の資格が必要。保育士資格のある人が④で採用された場合、次の

日に意見を募集した結果、2人から8件の意見が提出されました。提出された意見のあらましと意見についての考え方をまとめました。詳しい内容は交通政策課、市役所市民情報コーナー、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、市立中央・東図書館又は市ホームページ「パブリック・コメント手続」で見ることができます。
問 交通政策課 (☎813・1207)

年度は①の区分で勤務
※(1)在职期間に応じて6月・12月に手当を支給します(基準日に在職し、

学生レポーターを募集



市のイベントなどを取材し、「広報ねやがわ」の記事を執筆する「学生レポーター」を募集します。
詳しくは市ホームページ (HP3730) を見てください。

申請 市ホームページ「電子申請システム」又は所定の用紙(企画三課で配布又は市ホームページからダウンロード)を直接窓口又は郵送で4月15日(火)＝必着＝までに企画三課(〒572-8555本町1番1号☎813・1146)

環境・まちづくり

立地適正化計画の一部改定

居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の誘導を図り、持続可能な都市を実現するため「立地適正化計画」の一部改定を行いました。詳しい内容は、都市一課、市役所

するにあたり、議論に参加できる委員を募集します。
対 市内在住・在職・在学の18歳以上の人で年4回程度(平日の昼間)の会議に出席できる人 **定** 1人
▽任期 令和8年3月31日(火)まで
▽小論文のテーマ 「学校図書館と公共図書館の連携について」、600字～800字程度(様式指定)
申請 所定の用紙(市立中央図書館で配布又は市ホームページからダウンロード)と小論文を直接又は郵送で4月15日(火)＝消印有効＝までに

市民情報コーナー、各シテイ・ステーション、堀溝サービス窓口、市立中央・東図書館又は市ホームページで見ることが出来ます。

問 都市三課 (☎813・1204)

耐震補助制度

地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅などの耐震診断や耐震改修、除却にかかる費用の補助を行っています。耐震補強には次のような方法があります。○接合部に補強金物を設置する ○基礎を補強する ○耐力壁を増やす ○重い屋根を軽量化する ※一定の要件を満たす専門家に相談のうえ、工事を行ってください。



対 昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している又は居住しようとしている木造住宅(一戸建ての住宅は、平成12年5月31日以前に建築されたもの) ○木造住宅耐震改修補助V 耐震改修設計費用の10分の7(上限10万円)及び耐震改修工事費用の全額(上限90万円)を補助します。 対 昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している又は居住しようとしている2階建て以下の木造住宅(耐震設計のみの補助は受けられません) ○耐震不足木造住宅除却補助V 除却費用の全額(上限50万円)を補助します。 対 昭和56年5月31日以前に建築された、3階建て以下で耐震不足の木造住宅(一年以上空き家となっていないもの) ※ ① 耐震不足木造住宅除却補助V 除却費用の全額(上限50万円)を補助します。 対 昭和56年5月31日以前に建築された、3階建て以下で耐震不足の木造住宅(一年以上空き家となっていないもの) ※ ① 耐震不足木造住宅除却補助V 除却費用の全額(上限50万円)を補助します。 対 昭和56年5月31日以前に建築された、3階建て以下で耐震不足の木造住宅(一年以上空き家となっていないもの) ※ ① 耐震不足木造住宅除却補助V 除却費用の全額(上限50万円)を補助します。

空き家除却補助金

市内の空き家を除却する工事費について、「費用の80%」又は「50万円」のいずれか低い額を補助します。 対 一年以上空き家状態の木造住宅のうち、次のいずれかに当てはまるもの

問 都市三課 (☎825・2266)

集会所への太陽光発電システム設置費用を補助

自治会を対象に集会所への太陽光発電システムの設置費用の補助を行います。 ※設置前に申請する必要があります。詳しくは問い合わせください。 問 環境総務課 (☎824・0911)

生ごみ処理機購入費用の一部を補助

必ず購入前に申請してください。 対 市内で継続して使用できる市内在住の人など 内 購入価格の2分の1(税抜き、1台あたり2万円を上限、100円未満切り捨て)を補助 他 ①1世帯につき5年間に1台まで(機器の破損による買い替えは可) ②予算額に達したときは受付を終了します HP 24591

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体 市民情報ひろば



「環境フェア」リサイクルマーケット

リサイクルマーケット 「寝屋川エコの市」出店者募集

「環境フェア」会場内での出店者を募集します。 時 6月8日(日) 午前10時～午後3時 雨天中止 所 市立中央小学校 内 リサイクル品・未使用品など 対 市内在住・在職の20歳以上の人 定 80区画(1区画2m×2.5m程度で申し込みは1グループ1回、申し込みが多いときは抽選) ※無料 HP 18361 ※①飲食物の出店、テント設置はできません ②会場内への車の搬入はできません。徒歩や自転車などで

老朽建築物などの除却補助金制度

「密集住宅地区」の老朽化した建物について、除却工事費の3分の2又は要綱に基づき算定金額のいずれか低い額を補助します。 対 要綱の条件を満たす建築物の所有者(7月以降は個人名義の建築物のみ対象となります) 他 ①予算額に達したときは受付を終了する場合があります ②対象となる建築物や申込書類など、詳しくは市ホームページを見てください HP 4786 問 都市三課 (☎825・2266)

折り畳み式箱型ネットの購入費用を補助

必ず購入前に申請してください。 対 市の区域内でごみ集積所を管理する自治会など 内 購入価格の2分の1(税抜き、1個当たり1万円を上限)を補助 HP 6852 ※①ごみ集積所1か所につき1回限り ②予算額に達したときは受付を終了します。 申 申請書(環境総務課、市民活



折り畳み式箱型ネット

太陽光発電システム設置費用の一部を補助

電力会社との「電力受給契約書」に記載されている受給最大電力に対し、1kw当たり3万円(上限12万円)を補助します。 対 次の全てに当てはまる人 ①市内で居住する住宅に未使用の太陽光発電システムを設置している ②電力会社との電力受給契約を令和6年4月1日以降に締結し、電力の受給を開始している ③市の太陽光発電システム設置補助金の交付を受けたことがない ④市税を滞納していない 定 100件程度(申込順、予算額に達したときは終了します) HP 6695

緑風園事務所機能移転のお知らせ

4月1日(火)から、緑風園の事務所機能はクリーンセンターに移転し、これまで緑風園が行っていた事務は引き続き、環境事業課が行います。 問 環境事業課 (☎823・7758)

相談

NPOなんでも相談

時 4月15日(火) 午後2時～4時 所 市立市民会館4階フリースペース 内 NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営のアドバイスなど 定 4団体(申込順) ※無料 申 4月11日(金)までに直接又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

パソコントラブル相談

時 4月22日(火) 午後2時～4時 所 市立市民会館4階フリースペース

困ったときは相談を(無料) ~4・5・6月~

※秘密は守ります。

Table with 5 columns: 相談名, 内容など, 日時(祝日・年末年始を除く), 申し込み方法, 申し込み・問い合わせ先. Rows include 法律相談, 登記相談, 国税相談, 不動産・建築相談, 相続・遺言書作成相談, 行政相談, 市政相談, 消費生活相談, 人権相談, 女性の弁護士による法律相談, 女性の相談員による心の悩み相談(カウンセリング), 男性の相談員による心の悩み相談(カウンセリング), 子どもに関する相談, 養育費・面会交流などの相談, 教育相談, 就労相談.

※5月7日(水)から場所などが変わります①市サービスゲート7階(☎800・7065) ②市サービスゲート4階(☎800・7051)

産業・事業者

子育て中の人を対象にハローワークのスタッフによる就労相談を行います。4月4日・18日いずれも金曜日午前9時50分~午後1時(1人40分程度) 所リラット3階ミーティングルーム2 定 各日4人 他 予約が必要、完全個室、子ども連れ可 HP 4374

第1・第3金曜日は出張マザーズコーナーの日

パソコン機器の故障、トラブル 定 6人(申込順) 無料 他 パソコンを持って来てください 申 4月15日(火)午前10時から直接窓口又は電話で市立市民活動センター(☎812・1116)

中小企業経営・技術支援補助金

製品、技術などを展示会に出展するとき、出展料の2分の1(1年度につき上限20万円)を補助します。 他 国等補助金の申請サポート費を補助

市内中小企業者を対象に、国又は府が行う設備投資に対する補助事業(補助額が100万円以上のもの)への申請について、外部の専門機関



LINEの友だち登録はコチラから

経営支援アドバイザーの無料経営相談

市内事業者、創業予定者が対象の経営・技術支援相談を行っています。経験豊かな経営支援アドバイザーが、経営活性化や事業課題の解決に向けてアドバイスをします。

平日の午前10時~午後5時(年末年始を除く、1人1時間程度) 所 市立産業振興センター 無料 他 予約が必要。月に1回、夜間相談も行っています。詳しくは問い合わせください HP 3383

市小規模企業事業資金融資あっせん制度

市内で事業を営む小規模事業者が、金融機関から円滑に資金調達できるように、大阪信用保証協会の保証を付して融資あっせんしています。

市内の同一場所で1年以上事業を営んでいる小規模事業者 融資限度額 500万円 資金使途 運転資金、設備資金 融資利率 年1・4% 融資期間 5年以内 担保 原則不要 連帯保証人 法人、組合のみ代表者 ※詳しくは問い合わせください。 申 市立産業振興センター(☎828・0751)



防災

枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

①普通救命講習Ⅰ 5月17日(土)午前9時30分~11時30分 所 寝屋川消防署 内主に成人の心肺蘇生法などの知識と技術を習得 対 寝屋川市又は枚方市に在住・在職・在学の中学生以上の人 定 20人(申込順) 無料 申 4月21日午前9時~25日午後5時に枚方寝屋川消防組合ホームページ(右のQRコード) ②応急手当普及員再講習 5月23日(金)午前9時15分~午後0時15分 所 枚方寝屋川消防本部 内 応急手当普及員認定の更新



新たに必要な講習 対 寝屋川市又は枚方市に在住・在職・在学で応急手当普及員の資格(有効期限のもの)を持つ人 定 20人(申込順) 無料 申 4月28日午前9時~5月2日午後5時に枚方寝屋川消防組合ホームページ(左のQRコード) ③甲種防火管理新規講習 今年度から(一財)日本防火・防災協会に委託して実施します。 申 枚方寝屋川消防組合ホームページ(左のQRコード) ※

交通安全

4月6日~15日は春の全国交通安全運動

広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体 市民情報ひろば



しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的として行います。
期間中、市と寝屋川警察署、寝屋川交通安全協会は交通事故をなくすため、市内各所での街頭啓発や取り締まりを行ないます。
〇こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

〇歩行者優先意識の徹底とながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
〇自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
〇ヘルメットかぶるあなたはかっこいい
交通政策課 (☎813・1207)

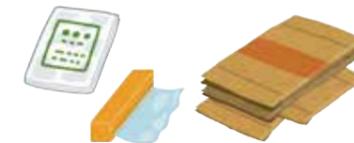


災害時に役立つ便利なアイテム

災害時は、限られた物資を上手に工夫しながら使う必要があります。いろいろな用途で使えるものを紹介します。

問 防災課 (☎825・2194)

- ラップ**
 - 食器に敷いて洗いを減らす
 - 生ゴミなどを包んでおい対策
 - 体に巻き付けて保温性アップ
 - 丸めて食器用スポンジの代わりに
- ダンボール**
 - 簡易ベッドやマットとして使用
 - プライバシー保護の間仕切りに
 - 骨折の応急処置時の固定具に
 - 大きめの段ボールにゴミ袋をセットし簡易トイレに
- ポリ袋**
 - 骨折時の三角巾代わりに
 - 簡易レインコートとして
 - ダンボールにレジ袋をかぶせてパケツ代わりに



税のお知らせ



固定資産帳簿の縦覧

4月1日～6月2日の午前8時～午後8時(日曜日・祝日を除く、土曜日は午後1時まで、平日の午後5時30分以降は完全予約制)
所 市民サービス部固定資産税担当
内 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿
①固定資産税(土地・家屋)の納税者②納税義務者と同居の親族で納税者からの委任があると認められる人③納税者の代理人(代理人選任届または委任状が必要)
他 期間終了後は縦覧できません。本人確認のため、顔写真付きの本人確認書類(代理人を含む、写真なしの場合は2点)が必要です
問 市民サービス部固定資産税担当 (☎813・1132)

家屋調査を実施

新築又は増・改築、取り壊しをした家屋の調査を行っています。固定資産税額の基礎となる評価額の算定に必要な調査のため、協力をお願いします。
調査を行う市職員は、固定資産評価補助員証を携帯しています。
問 市民サービス部固定資産税担当

納税通知書(固定資産税)の送付
固定資産税は、1月1日現在の固定資産の所有者が資産価値にに応じて納付する税金です。納税通知書は5月上旬に送付します。
問 市民サービス部固定資産税担当 (☎813・1132)

固定資産の審査申し出

前年中の地目の変更や家屋の新築などにより決定された固定資産の評価額に不服があるときは、市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。
申し出ができる期間は、固定資産課税台帳に価格などを登録したことを公示した日(例年3月末)以降で、納税通知書を受け取った日から3か月以内です。
問 固定資産評価審査委員会事務局(市民サービス部税制・市民税担当)内 ☎813・1138

市税の納付はキャッシュレス決済で

固定資産税、軽自動車税(種別割)、市民税・府民税(普通徴収)の納付は、「地方税お支払サイト」からキャッシュレス決済ができます。QRコードに対応したスマートフォン決済アプリでも納付できます。
※詳しくは、エルタックスのホームページを見てください。

各種保険・医療制度

年金天引きの介護保険料のお知らせ

令和7年度の介護保険料の支払いが年金からの天引きとなる人については、4月に郵送でお知らせします。
※前年度中に年金天引きが停止になった人は、納入通知書又は口座振替での支払いになることがあります。
問 高齢介護室 (☎838・0518) (☎813・1136)

後期高齢者医療制度のお知らせ

△歯科健康診査と健康診査▽
指定する医療機関などで、令和8年3月31日(火)までに各1回無料で受診できます。
対象者には4月下旬～5月上旬に「歯科健康診査のお知らせ」「健康診査受診券」を送付します(年度途中で資格取得した人は、翌月上旬から順次送付します)。
事前に医療機関などに問い合わせたうえで、被保険者証、資格確認書又はマイナ保険証(健康診査は受診券も必要)を持って受診してください。
※一部、受診の対象外となる人がいます。
△人間ドック費用の一部助成▽
被保険者が人間ドックを受診した

令和7年度 国民健康保険料が決定

医療費の伸びが抑えられたことや府の剰余金を活用するなどにより、左の表のとおり、引き下げとなります。
令和6年度から国民健康保険料は府内統一され、府内のどこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となっています。
市は、府に対して、引き続き、保

令和7年度の保険料(所得210万円・4人世帯の場合)

令和6年度	471,443円
7年度	459,481円
減少額	△11,962円

年金制度

国民年金保険料などのお知らせ

△保険料の改定▽
令和7年度の保険料が月額1万7510円に改定されました。
前納など、納付方法によって保険料が割り引かれる制度があります。
△学生納付特例申請▽
学生で保険料を納めることが困難なときは、本人の前年所得が基準額以下であれば、申請により学生納付特例を受けることができます。
▽申請に必要なもの ①マイナンバーカード又は年金手帳、基礎年金番号通知書②学生証の写し又は在学証明書

国民年金の加入や種別の変更届

退職したときや、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養でなくなつたときは、届け出が必要です。
▽届け出に必要なもの ①マイナンバーカード又は年金手帳、基礎年金番号通知書②資格喪失証明書など
※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから学生納付特例申請や国民年金の加入届、種別変更届の手続きができます。
HP 21657・3480
問 市民サービス部戸籍・住基担当 (☎813・1211)

納期限のお知らせ ~4月30日(水)までに納めましょう~

- ★保育所・公立認定こども園保育料(保育課).....4月分
- ★留守家庭児童会保育料(社会教育推進課).....4月分

<口座振替が便利です>

納期限に自動で口座から引き落としして納めることができます。申し込みは、指定金融機関、収納代理金融機関、各担当窓口やシティ・ステーションで手続きできます。納め忘れがなくなりますので利用してください。詳しくは、各課へ問い合わせてください。